

平成 22 年度の高齢者虐待の状況について

平成 22 年度、県内市町において把握された「養介護施設従事者等による高齢者虐待」及び「養護者による高齢者虐待」の状況をお知らせします。

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待

平成 22 年度	平成 21 年度
1 件 (1 人)	1 件 (1 人)

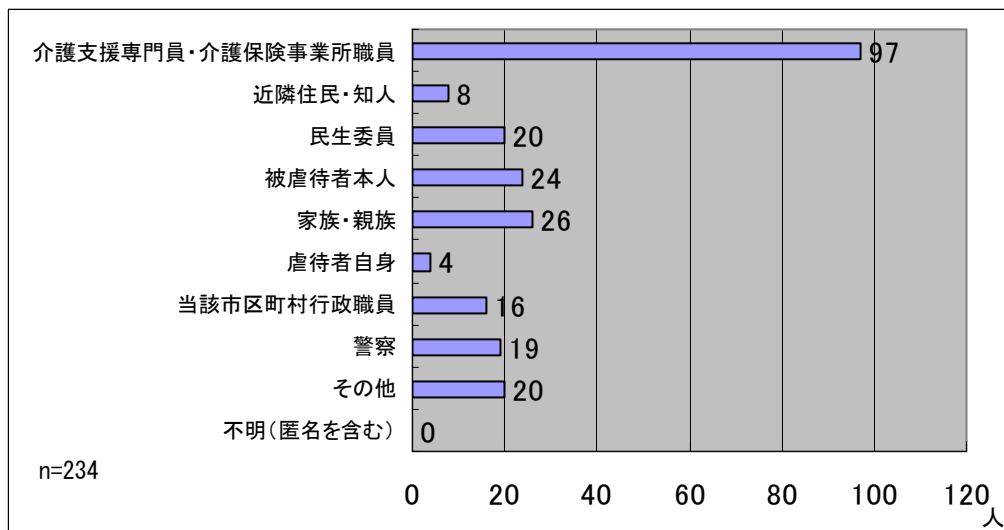
- ①被虐待者の状況 : 女性 年齢 90 歳代
- ②虐待の種別 : 身体的虐待
- ③虐待のあった施設等の種別 : 特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)
- ④虐待を行った従事者等の職種 : 介護職員
- ⑤虐待に対して市町村が取った措置 : 事実関係の確認、施設への指導、再発防止に向けた取組みを行うよう指導

2 養護者による高齢者虐待

	平成 22 年度	平成 21 年度
相談・通報受理件数	228 件	223 件
虐待を受けたと判断された件数	164 件	156 件
被虐待者数	166 人	164 人

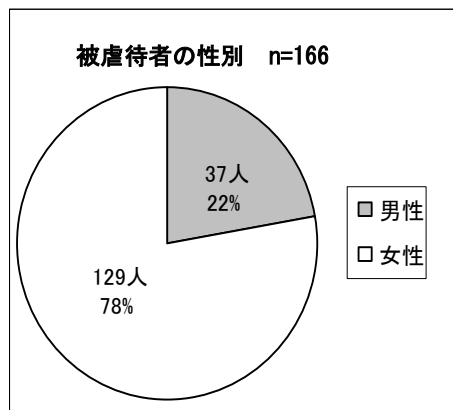
※被虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例 164 件に対し被虐待者の総数は 166 人

〈相談・通報者の状況〉 (重複回答)

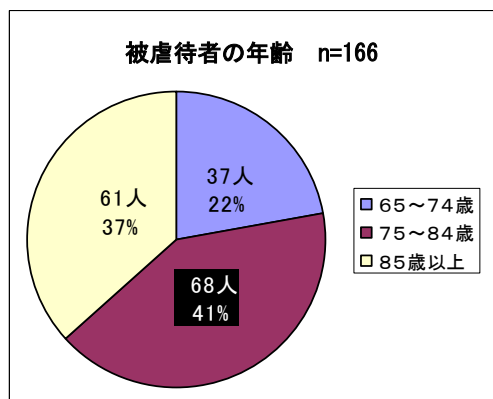


「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が 41.5%と最も多い。

〈被虐待者の状況〉

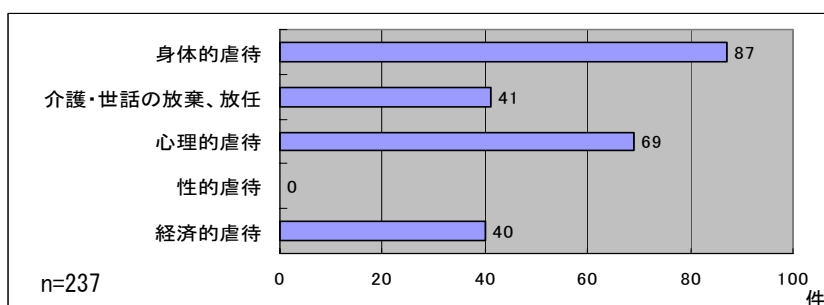


8割近くが女性である。



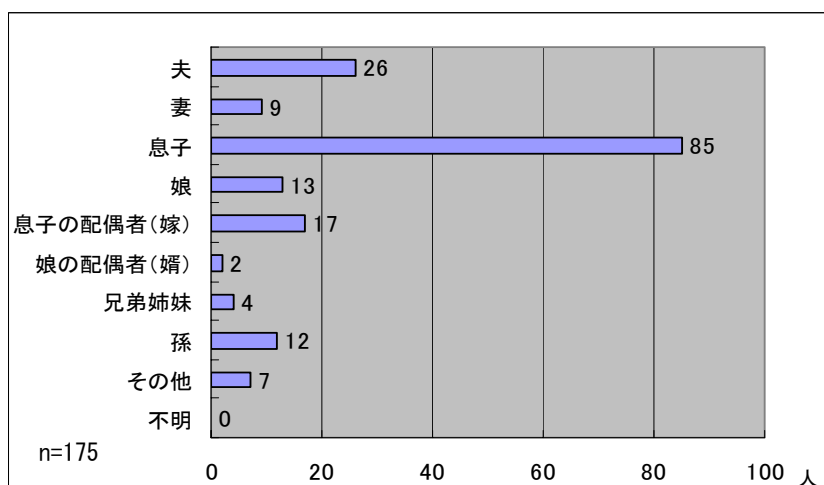
75歳以上の高齢者が78%を占めている。

〈虐待の種別〉 (重複回答)



「身体的虐待」が36.7%と最も多く、次いで「心理的虐待」が29.1%、「介護・世話の放棄、放任」が17.3%、「経済的虐待」が16.9%となっている。

〈被虐待者と虐待者の関係〉 (重複回答)



「息子」が48.6%と最も多く、次いで「夫」が14.9%、「息子の配偶者(嫁)」が9.7%であった。(虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例164件に対し虐待者の総数は175人)

養介護施設従事者…老人福祉法や介護保険法に規定される老人福祉施設や居宅サービス事業に従事する者

養護者…高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

身体的虐待…高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること

ex. 平手打ちする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰に服用させるなど

介護・世話の放棄・放任…高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること

ex. 入浴しておらず異臭がする、水分や食事を十分に与えないなど

心理的虐待…高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

ex. 怒鳴る、ののしる、悪口をいう、侮辱をこめて子供のように扱う、意図的に無視するなど

性的虐待…高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者にわいせつな行為をさせること

経済的虐待…養護者または高齢者の親族が高齢者の財産を不当に処分すること、その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること

ex. 日常生活に必要な金銭を渡さない、年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する